

# ご利用規約

当店の宅配買取サービス、宅配修理、宅配リフォーム見積もりをご利用にあたっての全規約を掲載しているページとなります。ご利用にあたっては必ずお読み頂き、ご不明な点はお問い合わせフォームや直接お電話ください。

## 第1条:(目的)

1. 本規約は弊社とお品物をお預けいただくお客さまとの間のお取引間の権利義務関係を明確にする事を目的とします。

## 第2条:(取扱い品目)

1. お品物は、宝飾品全般(貴金属,宝石,時計等)を弊社取扱のお品物と致します。但し都度内容容は変化するものとします。

2. 以下のお品物は、買取、修理ができないことがあります。

- ・メッキ製品、イミテーション
- ・真珠、象牙、珊瑚などの素材
- ・その他弊社基準で手を加えることができないと判断されたもの

## 第3条:(配送について)

1. 宅配買取の場合、WEB上の申込フォームからお申込して頂いたのち、梱包用の箱、または袋、買取カード、一部緩衝材、宅配買取説明書等宅配買取に必要な「宅配買取キット」を佐川急便、ヤマト運輸、ゆうパック、エコ配または本人限定受け取り郵便にてお送り致

します。キットを受け取った事により、同封いただく身分証の住所に住んでいるかの古物営業法でのご本人確認手続きである居所の確認を行います。

2. 宅配修理の場合、あらかじめ問い合わせフォームまたは LINE@からお品物の画像と、ご依頼される加工内容をお送りください。概算の見積にご納得いただいた上で「宅配キット」をご依頼ください。佐川急便、ヤマト運輸、ゆうパック、エコ配または郵便にて宅配キットをお送り致します。
3. 宅配買取キット、宅配キットでお客さまがお品物を弊社へ発送する送料は弊社が負担致します。但しキットの配送は 1 取引 1 度とし、追加の梱包材依頼に関しては、別途 1,000 円（税別）をご成約時に頂戴致します。※取引がキャンセルの場合、弊社からお客様へお品物を返送する送料はお客様負担となります。
4. 配送する際は、お品物のキズなどが付かない様、緩衝材や古新聞紙等を入れ厳重に梱包して下さい。明らかに梱包が不十分、或いは強度が不十分だった場合の破損等の事故や、配送中に起こった事故等でお品物に破損等があった場合等、弊社に責任がない場合の破損等については弊社にて補償は致しかねます。
5. 宅配買取、宅配修理での保険については以下の通りとなります。

30 万円迄の配送補償が別途付いておりますが、インゴットや金の塊、外国製金貨幣の場合、この保険は適応されません。30 万円以上の配送保障を希望される場合や、インゴット

や金塊などの配送に保険を希望される場合は、各配送業者様の保険に別途ご加入ください。

#### 第4条:(契約の成立について)

1. お客さまが発送して頂いたお品物は、買取査定金額または修理、リフォーム代金の見積をお出しした段階で【承諾】か、【キャンセル】か、何れかの意思表示を頂きます。承諾を頂いた段階で売買契約が成立したものとし、その後のキャンセルは如何なる場合もお受けする事は出来ません(※1、※2)。【キャンセル】を頂いた場合は売買契約は成立せず速やかに返却致します。
2. 宅配買取での貴金属買取価格は、弊社がお客様に見積金額を提示した日の地金相場を適応します。その為お客さまが『少し検討する』と仰ってご成約の意思表示が翌日以降に日をまたぐ場合、また何らかの事象等で連絡が翌日以降に日をまたぐ場合、それ以降にご成約の意思表示を頂いた場合、ご成約の意思表示を頂いた日のレートが見積提示日のレートより下がっている場合は、下がっているレートにて再計算をさせていただきます。この場合には上昇したからといったの再計算は行いません。
3. 新品未開封のお品物の場合は、査定に際し弊社従業員がお品物を開封する事をお客さまが同意されたものとみなします。またそのお品物の返却が生じた際の開封に関しての責任や、またそれによる価値の低下等は弊社では一切補償できませんのでご注意ください。

4. お送りいただいたお品物の点数は、弊社従業員が数えた数とみなします。その後の点数の誤差に関して弊社は一切の責任を負いません。
5. 宅配買取にて、お品物の買取がご成約となった際のお買取不可のお品物（第2条2項）の処理方法は、事前にお客さまより明示が無い場合は、ご成約の意思を頂いた時点でお品物は処分対象とさせていただきますので、如何なる場合でもご返却を致しかねます。
6. 身分証相違や本人確認書類の不備等の、ご成約後の見積書の送付などの古物営業法による本人確認手続き一切の際の品物の所有権移転のタイミングは、査定でのやり取りでの当該本人確認手続きの同意を得た時点とします。
7. 査定時の連絡方法として、メール・お電話・LINE・FAX等を用意しておりますが、混雑等の事象によりご希望のご連絡方法を用いずにご連絡させて頂く場合があります。
8. 複数の商品に対しての査定方法は、お品物により査定人が選ぶものであり、お客様の指示でそれらを修正することはできません。

**第5条: (古物営業法に基づくご本人確認について)**

1. ご本人確認書類とは、古物を買取する際に相手方の真偽を確認するために必要な書類となり、原則ご自身の身分証を指します。
2. 以下ご本人確認書類はコピーで良いのですが、店頭では原本でなければお受けできません。

▼満たす条件▼

名前・住所・生年月日・顔写真の記載があり、申込時と一致し、且つ提示時において有効である事。

1. 運転免許証
2. 運転経歴書
3. 各種保険証
4. パスポート(旅券)
5. 敬老手帳
6. 外国人登録証明書
7. 在留カード
8. 特別永住者証明書
9. 住民基本台帳カード(通称住基カード)
10. 療育手帳
11. 身体障害者手帳
12. 精神障害者健康保険福祉手帳

3. 以下ご本人確認書類は原本のみとなります。

▼満たす条件▼

名前・住所・生年月日の記載があり、且つ発行年月日が3カ月以内であり、且つ提示時に  
おいて有効である事。

1. 省略の無い住民票の写し(個人番号が記載されていると受取不可)
2. 印鑑証明書(実印との照合が必須)
3. 法人の履歴事項全部証明書
4. 以下ご本人確認書類は、本条2若しくは3の書類と合わせる事でご本人確認が出来る書類  
です。また同条2項同様、店頭では原本でなければお受けできません。

▼満たす条件▼

全て有効期限内のもののみ有効。※(3)を除く

1. 発行年月日が3カ月以内の公共料金(電気・ガス・水道・電話等)の領収書
2. 3ヶ月以内の消印のあるご自身宛の郵送物
3. お申込者さまフルネーム、新住所記載の賃貸借契約書

5. 宅配買取申込の際の住所氏名と、同じ住所氏名記載のご本人確認書類を提出頂く必要がある為、相違がある場合には同条 2 項+3 項や 2 項+4 項若しくは 3 項+4 項をご提出頂く必要がございます。

6. 平成 28 年 1 月より交付されているマイナンバーカードですが、金融機関・行政機関・雇用主等、法令に規定された機関での使用に限定され、尚且つ個人番号が記載されているカードの裏面をコピーや控えを取る等で保管する事が出来ないため、古物営業法での本人確認にはお使いできません。同条 8 項の場合のみご提示いただきます。詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 ([総務省ホームページはこちら](#))

7. 1 度の買取額が 200 万円を超える場合、同条 2 項で定める提出書類は 3 番を除きます。3 番の場合には、同条 3 項若しくは 4 項を追加でご提示いただきます。

8. 金地金(※同項 3 番)の 1 度の買取額が 200 万円を超える場合、弊社より税務署へ提出しております支払調書へのマイナンバー(個人番号)の記載が義務付けられます。その場合のみ、以下何れかをご提示頂きます。

1. 『通知カード』 + 『写真付本人確認書類』

※『通知カード』とは平成 27 年 10 月以降に、日本国民全員に郵送されているカードとなります。

※『写真付本人確認書類』とは、同条 2 項 3 番以外を指します。

2. 『個人番号カード(マイナンバーカード)』

※『個人番号カード』とは通知カードにて交付申請を行い、平成 28 年 1 月以降交付された顔写真入りのカードを指します。

3. 金地金とは以下を指します。

1. 銀・パラジウムを除く金・プラチナインゴットや金塊、吹き溜まり等

2. 海外製地金金貨幣

4. 法人取引の場合には、支払調書提出はございません。

9. お振込金融機関は、身分証と同一名義の方に限らせて頂きます。旧姓等で相違の場合には追加の書類を提示して頂く必要がございます。法人のお客さまは法人名義のお振込口座となります。

10. 法人のお客さまは法人の履歴事項全部証明書又は法人の印鑑証明書を頂きます。古物取扱の法人さまには前述の書類に加え、古物営業証のコピー(全面)も頂きます。これらに加えて代表者さまであれば身分証のコピー、従業員さまですと代表者さまからの実印付きの委任状及び担当者さまの身分証提示やコピー、法人との関係が判る物(名刺等)を提示、場合によっては法人への同意確認を取らせて頂きます。

11. 「無料宅配キット申込み」或いは電話にて事前の申込をせずに、お客さまがお品物をお送り頂いた場合は身分証のコピー以外にご本人確認手続きが必要となります。



12. 官公庁発行の身分証の取得手数料は、お客さまご負担とさせていただきます。

13. 個人名義にて古物商を取得されている場合、ご自宅ご住所・古物営業許可番号・氏名・生年月日・店舗住所が記載されている全面的古物営業証のコピーも必要となります。

14. 弊社の本人確認は以下古物営業法に基づき行っております。

#### 古物営業法抜粋（確認等及び申告）

##### 第十五条

古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

- 一 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること。
- 二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。
- 三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録であつて、これらの情報についてその者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。）が行われているものの提供を受けること。

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

一 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合（特に前項に規定する措置をとる必要があるものとして国家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。）

二 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

3 古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

15. 本人確認書類の有効期限は、初回利用日(初回成約日)より二年間とします。二年を経過した際には再度のご提示が必要となります。

#### 第6条:(ご契約年齢の制限について)

1. 18歳未満の方からのお買取は古物営業法、及び東京都青少年の健全な育成に関する条例第15条第2項（質受け及び古物の買受けの制限）により致しかねます。弊社の場合、保護者の同意書があっても当サービスをご利用頂く事は出来ません。

#### 第7条:(お支払いについて)

1. 買取り金額の送金方法を現金書留希望の場合、50万円迄を上限とし以下金額をご負担頂きます。

【差し引かれる金額表】 (全て税込)

100,000円迄 : 1,500円

100,000円超過 300,000円迄 : 2,000円

300,000円超過 500,000円迄 : 2,500円

※配達証明付となります。

※本人限定を付ける場合には別途100円を頂きます。

2. 古物営業法の非対面取引のガイドラインにより、初回ご利用のお客さまが、規約第3条の通り弊社宅配買取のお申込みを経ず、または、事前連絡を経ずに、お品物を弊社宛に送付された場合、以下の二通りのお支払いの流れとなります。但しお振込合計金額が、下記事務手数料600円(別途消費税)に満たない場合には、着払いでの返送若しくは弊社にてお引き取りとなります。

- **1、お見積書を身分証のコピーと同じご住所へ簡易書留の転送しない扱いにてお送り致します。**
- .....

- お受取り後ご連絡を頂きまして、弊社にて到達確認を経た上でご本人名義の口座へのお振込となります。(その際に事務手数料 600 円 (別途消費税) を差し引かせて頂きお振込となります。)

- **2、郵便局の本人限定受取の現金書留のご送金方法**

---

- **【本人限定受取現金書留の流れ】**

- ご成約後、郵便局にて弊社が手続きを致します。

- ↓

- お客さま最寄りの郵便局の本局に到着後、郵便ハガキにてお客さまへご通達  
(郵便局によって電話連絡をする所もございます。)

- ↓

- お客さまより郵便局本局へ電話にて都合の良い日時をお伝え頂きます。

- ↓

- 郵便局員よりご自宅へ配達。受け取りの際、官公庁発行の身分証提示にてお受け取り頂けます。

- **【ご成約金額から差し引く手数料】**

- 同条第 2 項記載の手数料に別途 100 円を頂戴いたします。

3. 買取額の送金タイミングは、お客様の同意を得られてから3営業日以内の振り込みまたは現金書留の発送とさせていただきます。またそれらによるお客様の不利益等に関する損害賠償その他名目の如何を問わず弊社は一切の金銭補償を致しません。

4. 口座情報の不備がある場合等によりお振込できなかった場合には、お振込手続きに遅れが生じる場合がございます。またその際には、お客さまにご連絡を致しますが、お客さまの都合で弊社からの連絡が当日含め8日以内に付かなかった場合、弊社からご連絡をした最終の日付又はお客さまからご連絡を頂いた最終の日付含む15日間を期限としお支払いを保留致します。その期間中にキャンセルをされた場合にはお品物を返却いたします。

(その期間中のお客さまへのご連絡の回数等は保証致しかねます)。

(貴金属レートは到着日又はご連絡当日の何れか低いレートが適応されます)。

上記の15日の期限後は、第12条に基づき所有権は弊社へ移転したとみなします。

#### 第8条:(手数料等について)

1. 宅配買取でのお振込手数料は弊社で負担致します。宅配修理、リフォームのお支払いの振込手数料はお客様負担となります。

2. お客さま都合による同一名義への複数への銀行への振込、または送金後の追加成約等での1契約での送金重複は、2銀行目よりお振込金額から500円ずつ差し引かせて頂いております。

【例】ご成約金額100,000円を二つの金融機関へお振込して欲しい場合。

A 銀行 …50,000 円

B 銀行 …50,000 円 - 500 円 = 49,500 円

3. 宅配買取、宅配修理に関し、空箱の配送や故意に弊社規定外のお品物を送ってきたと見なした場合は往復分の送料と一律 3,000 円の手数料を頂きます。
4. 宅配買取、宅配修理の際、インターネット上のお申込みを経ずにお品物をお送りいただいた場合のご本人確認手続きである居所の確認は、600 円(別途消費税)をご成約金額より頂戴します。 ※規約第 7 条 3 項
5. 宅配買取、宅配修理の際、沖縄・離島のお住いのお客さまには、空輸・船便問わず一律 1,500 円(別途消費税)を頂戴致します。 ※規約 9 条 5 項
6. 宅配買取のご成約の際、製品についている石を取り外しご返却するには、破損しても弊社が一切の責任を負わないことを前提に、1 つにつき、一律 600 円(別途消費税)を頂戴致します。 ※規約 10 条 4 項
7. 宅配買取の場合、配送コストに見合わない様な需要の少ない商品、数円数十円数百円でしかお取扱えない商品の場合、以下 2 つの対応とさせていただきます。
  - 1 : お値段を付けずお買取不可とし、着払いにて返送
  - 2 : 査定し金額提示はするが、返却の際には着払いにて返送

8. お品物が全て弊社買取不可であった場合(第 2 条 2 項)や、不正商品(第 17 条第 1 項)を返却する場合も、着払いにて送らせて頂きます。

#### 第 9 条:(お品物の返却について)

1. 売買契約が成立した前、即ち提示金額をお客さまが承諾する前であれば、一部キャンセルのお品物やお値段が付かなかったお品物を返却いたします。
2. 買取不可品(第 2 条 2 項)の中の、一部返却はできません。
3. 個々に値段が付かず、まとめて金額を提示したお品物の中の、一部返却はできません。
1. 宝飾品は、査定フローの関係上付属品や付属の色石やお買取不可のお品物等は必ず明記をしているとは限りません。そのためそれらの返却が必要な場合には、お客さまから、返却の品物を明確に指摘し、ご返信のメールにご指示頂いた場合のみご返却となります。
2. 宝飾品の買取の場合の、製品に付属している石の返却に関しては、全て成約の際にお買取総額 15 万円以上のときに弊社元払いとし、15 万円未満のときは着払いでの返却となります。また作業料として、宝石 1 つにつき 600 円(別途消費税)を頂きます。
3. 全てご返却の際の石の取り外しは行わない事とします。
4. 石の取り外しの際の欠け等の事故に関しては一切の責任を負わないものとします。
5. 石の留め方によりお断りする場合もございます。

6. お品物のご返却は、弊社元払い若しくはお客様負担の着払い共にの配送業者の指定は承りかねます。
7. 普通郵便や定型外郵便などで返却は行えません。また指定も承る事は出来ません。

#### 第 10 条:(責任の範囲)

1. 売買契約前や第 4 条及びに第 7 条のキャンセルによる返却までに、弊社の過失でお品物の破損や紛失等をした場合、客観的観点や合理的根拠に照らし合わせた上で補償するものとします。その際 500,000 円を上限と致します。但し明らかに弊社の故意又は重大な過失による場合には、相場と照らし合わせた上で互いに協議する事とします。
2. 査定時に買取対象外品（第 2 条 2 項）と、個々に値段が付かず、まとめて金額を提示したお品物に関しては、弊社において個数を数えたりコンディションを確認することはありません。そのため、ご返品時に買取対象外品に関しての欠損やその他不備等が存在した場合であっても、弊社において突き合わせができないことから、（買取カードに記載がある無い関係なく）その補償は致しません。
3. 返却したお品物に万が一不備があった場合に、返送先に到着した日含む 8 日を過ぎた連絡に対しては対応を致しかねます。



4. お客さまから買取希望のお品物の送付中及び弊社からお客さまへのお品物の送付中の紛失等の補償は、お品物の内容と数量が正確に明記されたお客さまの控え及び写真などの客観的な証拠を弊社に対して示して頂き、弊社が、弊社の責任で紛失等をしたと認めた場合に限りです。そのため、買取希望のお品物については、お客さまの責任で、内容と数量を明確にする為の措置を取ってください。
5. 同条第4項の場合であっても、明らかに配送会社の故意または過失による事故等の場合には弊社ではなくまず配送会社にご連絡ください。その後はお客様ご自身で配送会社及び保険会社とやり取りを進めていただきます。事故状況等を第三者が鑑みた上での手続きとなる為、梱包資材やお品物が事故状況と違う場合には意向に沿わない結果にもなる可能性もございますのでご注意ください。また配送会社・保険会社とのやり取りには、弊社は関与出来かねますので、予めご了承ください。
6. お送り頂いたお買取希望のお品物以外の付属品（包装紙やケースなど）の補償は致しません。
7. 自然災害、不可抗力等、弊社の責任によらない事由に基づくお品物の損害等は補償致しません。
8. その他お客さまの逸失利益、間接損害、特別損害、弁護士費用その他の本条に規定のない損害については賠償しないものとします。

## 第 11 条:(禁止事項)

1. お客様は、以下の行為を行ってはならないものとします。
  1. 虚偽の登録申請（登録申請とは、お客様が口頭で弊社に回答し、又は、買取に際しお客様が記載又は登録された一切の内容を指します。）をする行為。
  2. 本サービスの運営を妨げたり、支障をきたす恐れのある行為。
  3. クレジットカードあるいは携帯電話決済等を不正使用して本サービスを利用する行為。
  4. 他のお客様や第三者に迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為。
  5. 他のお客様や第三者若しくは弊社の著作権等の知的財産、プライバシー、人格権その他権利を侵害する行為、またはそれらの恐れのある行為。
  6. 公序良俗に反する行為や法令に違反する行為、またはそれらの恐れのある行為。
  7. 故意に複数回に分けてお品物をお送り頂くこと、また明らかに査定・買取を目的としない行為。
  8. 不正商品（不正商品の定義は第 17 条第 1 項記載のとおりです。）を弊社に買い取らせる行為。
  9. 上記のほか、本規約に違反するなど、弊社が不相当と判断する行為。

## 第12 条:(本規約違反等への対処)

1. お客様が本規約に違反して弊社が損害を被った場合、又は、お客様による本サービスの利用に関し第三者からクレーム、請求その他の紛争が生じた場合、その他、お客様に民事上・刑事上の問題となる行為があると弊社が判断した場合、弊社は、お客様の当該行為に対し、民事上・刑事上の法的措置(警察当局に対する申告等の措置を含む。)を取る場合がございます。
2. 売買契約の成立後であっても、弊社が、不正商品（不正商品の定義は第 17 条第 1 項記載のとおりです。）と判断した場合、お客様は弊社に対し、買取金額の全額の返金を行うものとします。
3. 売買契約の成立後、お客様が、第 14 条第 1 項に反し、虚偽の登録申請をしたと弊社が判断した場合、お客様は弊社に対し、買取金額の全額の返金を行うものとします。
4. 弊社が本条第 2 項又は第 3 項に基づき、お客様に対し買取金額全額の返金を請求した後、弊社からお客様に対するご連絡日（電話又はメールの場合は当日とし、書面の場合は弊社からお客様に書面が到達した日を指すものとします。）を含む 8 日以内に、お客様から弊社に対しご連絡又はご返金を確認できない場合であって、且つ、弊社が、お客様の弊社に対する商品売却行為が詐欺等の犯罪行為にあたりうると判断した場合は、弊社所轄警察及びお客様居所を管轄する警察への申告をし、又は、当該所轄警察の指導の

もと、全国の古物組合及び質屋連盟等に、詐欺的犯罪行為撲滅のためお客さまに関する一切の情報の提供をする場合があります。

5. お客さまが本規約に違反したと判断した場合、当該お客さまに関しては、何ら事前通知を要する事無く、本サービスを利用停止措置を取る事とします。

#### 第13条:(個人情報保護について)

詳しくは[プライバシーポリシー](#)をご覧ください。

#### 第14条:(不正商品の定義)

1. 弊社の買取サービスでの不正商品とは、コピー商品、類似商品、その他再販後に消費者が誤認を招く商品を指し、『弊社基準外』として呼称します。
2. 弊社買取基準は、真贋方法など社外秘の内容を含まれる為、お客さまに一切の説明をする義務を持ちません。

#### 第15条:(規約改訂について)

1. 本規約についてはお客さまに予告なく変更改訂される場合がございます。
2. 本規約は、ホームページ上に掲載された時点にて効力を生ずるものとし、変更改訂された場合でも、当該変更改訂がホームページ上に掲載された時点でその効力が生じるものとなります。

#### 第16条:(倒産手続における弊社での事前試算について)

1. 倒産手続とは、破産法、民事再生法、会社更生法など、個人の任意整理等も含む法的措置  
全てを指します。
2. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は任意整理に際しての財産換価には、宝飾品等  
の持ち主の代理人弁護士、又は、当該依頼品について処分権限を有する手続機関（各法的  
手続における管財人を指します。）より御依頼があった場合、当該宝飾品等の試算（以下  
「事前試算」と言います。）をし、且つ、個人のお客さまに対するのと同様に、お見積書  
（以下「事前試算書」と言います。）をお作りする事が出来ます。
3. 事前試算に関しては、下記のとおり試算をする方法によりご負担頂く費用がございます。
  - ・ [店頭での事前試算] 無料で行います。
  - ・ [出張での事前試算] 往復の出張費実費を試算時にご精算頂きます。
  - ・ [宅配での事前試算] 弁護士さま方より元払いにてお品物をお送りいただき、事前試算  
書と共にお品物を着払いでご返送させていただきます。
4. 弊社が管財人又は代理人弁護士に事前試算をお渡しした後、後日、弊社にて買取をする事  
となった場合は、事前試算から弊社が買取を実行するまでの間に、管財人又は代理人弁護  
士から弊社に対する書類の提出及び当該書類の確認のために一定の期間が経過することか  
ら、弊社が買取を実行する段階で、事前試算の時点と比較すると、地金相場や為替相場等  
の相場変動が大きく下落若しくは上昇している可能性が多くございます。そのため、弊社

は、本条による買取の場合は、第4条の規定にかかわらず、弊社が買取を実行する段階で、品物が到着した日を事前試算の時点と比較して、再度試算の上で再度試算に基づき買取を実行いたします。

5. 下記の各場合に依りて、お品物と共に次に掲げる書類等を弊社に提出してください。

【1】破産手続・民事再生手続・会社更生手続における処分権限のある機関（管財人を指します。）による財産の換価の場合

・裁判所が弊社において当該商品を弊社が買い取ることを許可した事の判る文書のコピー

・その商品が所有者（破産者、再生債務者、更生会社）より管財人が預かっている商品だと判る書類のコピー

・弁護士資格証明書のコピー（日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の文書）若しくは所属弁護士会が発行する1ヶ月以内の印鑑証明書

・所有者（破産者、再生債務者、更生会社）の管財人であることが明記された、管財人名義の口座情報

【2】代理人弁護士（破産手続申立代理人や任意整理における代理人弁護士を指します。）による財産の換価の場合

・下記内容が記載されている依頼者本人の署名及び実印が押印されている、日付け入りの

委任状（委任契約の期間を設定している場合には期限内の委任状）

(1)依頼者（代理人弁護士に依頼品の売却を委任した方）が、事前試算した商品を弊社に売却する事に同意する事。

(2)依頼者が、試算金額を代理人弁護士の金融機関宛に振り込む事を同意する事。

(3)依頼者が、その一切の処理を代理人弁護士へ委任する事に同意する事。

・上記委任状に捺印している依頼者の実印に関する印鑑証明（直近1ヶ月以内のもの）

・弁護士資格証明書のコピー（日本弁護士連合会又は所属地域の弁護士会発行の文書）若しくは所属弁護士会が発行する1ヶ月以内の印鑑証明書

・依頼者が代理人弁護士を通じて売却する理由（事件手続きの内容等）がわかる文書のコピー

・その他弊社が本人確認のため必要な書類として提出を依頼する文書

・弁護士名義の口座情報

上記をもって古物営業法における本人確認の手続き（確認等及び申告）と代えさせていただきます、事前試算からお振込完了までのお手続きとさせていただきます。

1. 届出のあった氏名、住所にあてて弊社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 17 条:(相続開始後の遺言執行手続に関する事前算定について)

1. 弊社では、相続があった場合の亡くなられた方（以下「被相続人」といいます。）のお品物の事前算定は、公正証書遺言をお持ちの弁護士さまで、弁護士さまご自身が遺言執行者でおられる場合に、当該弁護士さま（以下、本条では「遺言執行者弁護士さま」といいます。）からご依頼があった場合に行うものとしします。
2. 遺言執行者弁護士さまより御依頼があった場合、お品物の試算(以下「事前試算」といいます。)をし、且つ、個人のお客さまに対するのと同様に、お見積書(以下「事前試算書」といいます。)をお作りする事が出来ます。
3. 相続に関し、弊社は、遺言執行者弁護士さま以外の方からの連絡等には一切応じることはできません。
4. 事前試算に関しては、下記のとおり、試算をする方法に応じて費用をご負担頂きます。
  1. [店頭での事前試算] 無料で行います。
  2. [出張での事前試算] 遺言執行者弁護士さまから弊社に対し、往復の出張費実費を、事前試算時に、お支払い頂きます。
  3. [宅配での事前試算] 遺言執行者弁護士さまから元払いにてお品物をお送りいただき、事前試算書と共にお品物を着払いでご返送させて頂きます。



5. 弊社が遺言執行者弁護士さまに事前試算書をお渡しした後、後日、遺言執行者弁護士さまが弊社にての買取を希望される事となった場合でも、弊社において実際に買取可能であるか否かを判断するため、遺言執行者弁護士さまから弊社に対し下記本条第6項及び本条第7項記載の書類を提出して頂き、弊社において書類の確認をいたします。事前試算から弊社が買取を実行するまでの間に、遺言執行者弁護士さまからの弊社に対する書類の提出及び当該書類の確認のために一定の期間が経過することから、弊社が買取を実行する段階で、事前試算の時点と比較すると、地金相場や為替相場等の相場変動が大きく下落若しくは上昇している可能性が多くございます。そのため、弊社は、本条による買取の場合は、第4条の規定にかかわらず、弊社が買取を実行する時点で、再度試算の上で再試算に基づき買取を実行いたします。
6. 事前試算後、弊社へ買取依頼をご希望される場合、事前に、以下の書類のコピーをFAXにてお送りください。
  1. 公正証書遺言正本又は謄本(但し、弊社に持ち込まれたお品物の換価権限が遺言執行者弁護士さまにあり、遺言執行者が遺言執行者弁護士さまであることが明示されているものに限ります。)
  2. 次の事項のすべてを証明する旨を記載した、遺言執行者弁護士さま名義の文書(後記(5)の弁護士の実印をご捺印下さい。)

1. 弊社に持ち込まれるすべてのお品物が、被相続人の遺産であり、遺言執行者弁護士さまが当該お品物を適法に占有していること。
  2. 弊社に持ち込まれるすべてのお品物の換価権限が、遺言執行者弁護士さまにあること（この根拠となる公正証書遺言中の文言、条項等も明示して下さい。）。
  3. 被相続人の戸籍謄本(被相続人の死亡日の記載があるもの)
  4. 弁護士資格証明書(日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の文書)
  5. 所属弁護士会が発行する3か月以内の印鑑証明書(※なお、買取可能となった場合には、ご来店時に遺言執行者弁護士さまの弁護士の実印をお持ちください。)
  6. 顔写真付身分証明書(顔写真付きのものをご用意下さい。)
  7. 預金口座情報の記載された預金通帳の表紙（遺言執行者弁護士さまが被相続人の遺言執行者たる肩書を付して、遺言執行者弁護士さま名義で開設されたもの）
  8. 弊社にてお作りした事前試算書(お見積書又は計算書)
7. 本条第6項（1）から（8）までに記載した書類の他、弊社における買取可否の検討の為に必要な書類として追加で文書の提出をご依頼する場合があります。
8. 本条6項及び本条第7項に記載の書類を頂戴した場合でも、買取をお断りする場合がございます。この場合は、弊社はお断りした理由を開示することはできません。なお、同条6

項及び7項に基づき FAX で頂きました書類に付きましては弊社にて廃棄処分させていただきます。ご返却には応じる事は出来ません。

9. 本条第6項及び本条第7項の書類を弊社にて確認をさせて頂き、弊社での買取が可能な場合には、買取時に、本条第6項及び本条第7項の全ての書類の原本及び弁護士の実印を、遺言執行者である弁護士さまご自身がお持参の上ご来店ください。弁護士さま以外の代理人さま等のご来店ではお手続きは出来ません。

10. 店頭へのご来店時、本条第6項(1)・(3)・(6)・(7)・(8)記載の各書類は原本を提示いただいて弊社にてコピーを取らせて頂き、本条第6項(2)・(4)・(5)記載の各書類は原本を頂き、本条第7項の文書が必要な場合は、文書に応じて原本を頂く必要がある場合と、原本を提示いただいてコピーを取らせて頂く場合とがあります。

11. 本条に基づき弊社が実際に買取を行う場合には、買取依頼が店頭、出張、宅配のいずれであった場合でも、下記の①、②及び③の費用の合計額を別途ご負担頂きます(なお、事前試算にかかる費用は、本条第4項記載のとおりです。)

#### 1. [弊社手数料]

実際の買取時に、弊社手数料として、1回の買取につき、一律100,000円(別途消費税)を、遺言執行者弁護士さまから弊社宛に別途現金にてお支払い頂きます。

## 2. [印紙税]

実際の買取時に、弊社からのお支払額を現金でお渡しする場合は、印紙税法に基づき印紙税のご負担を頂きます。

## 3. [振込手数料]

弊社からのお支払額を御振込することをご希望の場合は、弊社からの御振込時に、御振込手数料として一律 648 円（税込）をご負担いただきます。

12. 買取時には原則現金でのお渡しとさせていただきますが、金額に応じて事前に翌営業日になる旨をお伝えする場合がございます。

13. 買取時のお振込手続きをご希望若しくは弊社よりお振込手続きをする旨お伝えした場合、お買取日を含む 2 銀行営業日以内での御振込となります。

14. 本条の記載に従い、古物営業法における本人確認の手続き(確認等及び申告)を行うとともに、事前試算からお振込完了までのお手続きを行わせて頂きます。

第 18 条: (海外渡航者等からのお買取に関して。)

1. 金地金以外の個人の携帯物に出入国で税金をかける事はございませんが、一度の取引で 100 万円を超える場合には税関カウンターにて支払い手段等の携帯輸出申告書の提出が必要となります。

※但し、日本国外へ現金をいくら持ち出したといった税関での把握のみとなる為、その場で徴収額が生じる等ではございません。

2. 海外在住の一時帰国者さま（在留資格保持者）のお取引時には以下確認をさせていただきます。

1. パスポート

2. 短期滞在・留学・就学・興行・文化活動等の旅券の上陸許可証印

3. 滞在先の確認

4. 金地金の買取に際しては、原産地国や輸入経緯を伺います。

5. 金地金（純度 90%以上）の重量が 1kg を超える場合、『携帯品・別送品申告書』を税関に提出した事と、消費税納付書をご提示頂きます。

3. お支払いは税込みでの日本円でのお支払いとなります。

4. 犯罪による収益の移転防止に関する法律により、お取引をお断りする場合もございます。

#### 第 19 条:(掲載情報について)

1. 本サイトに掲載している宝飾品のお手入れ方法、またそれらの歴史、豆知識などの情報

(以下「掲載情報」といいます。) について、弊社は、その正確性や完全性を保証するも

のではありません。掲載情報は、お客さまご自身の責任でご判断の上、ご利用ください。

お客さまが掲載情報を利用されたことで発生したトラブルや損失、損害に対して、弊社では一切責任を負いません。

2. 弊社は、掲載情報を予告なしに、変更することがあります。

**第 20 条: (準拠法および管轄について)**

1. 本規約の日本語を正文とし、準拠法は日本法となります。
2. 本サービスに起因または関連してお客さまと弊社との間に生じた紛争や訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。